

消費者教育かるた

～楽しく覚えてトラブル撃退！～



楽しく覚えて
トラブル撃退！
消費者教育
かるた



(教材内容)

- ・読み札 44枚
- ・絵札 44枚
※説明文 (絵札裏面)
- ・1ゲーム 15～20分
- ・人数 3～4名



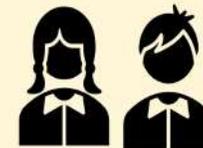
「消費者教育かるた」は埼玉県立浦和商业高等学校の生徒が、埼玉県消費生活支援センター相談員から消費者トラブルについて授業を受け、中高生も楽しく学べるよう読み札と絵札を考え、研修中の家庭科教員と同センター協力のもと作成しました。

さまざまな種類の消費者トラブルについての内容で、かるたで楽しく自然と知識が身につきます！

成人する前に教わって
よかった。授業で聞く
よりも頭に入る

生徒の声

かるた取りを楽しんで
いるうちに消費者トラ
ブルへの理解が深まる



◆つかい方◆ (例)

パターン①

特徴：**競技性が高い**
(entertainment)

読み手が読んだ読み札に合う絵札を取り、枚数を競う
通常のかるたの要領で実施

パターン②

特徴：**教育性が高い**
(education)

基本的には①と同じ
かるたの絵札を取った人が裏面の説明文 (法律や制度の解説、注意点) を読み上げる

パターン③

特徴：**変わり種**

読み札を机に広げる
絵札の裏面の説明を
読んでそれに合う読み
札を取り、枚数を競う



あ

あやしいな
日本語おかしい

そのサイト

い

いきりません
きつぱり言おう

遠慮なく

う

うたがおう
うまい話は

うらがある

え

S N S
その友だちは

本人か

お

おしえるな
自分のID
気をつける

か

かんがえて
押していいの？

そのボタン

き

気をつけて
当選メールは

詐欺メール

く

クレジット
仕組みを理解

してますか？

け

限定品
明日になっても

限定品

こ

声あげる
チャンスが来たぞ
選挙権

お



え



う



い



あ



こ



け



く



き



か



あ

詐欺サイトは日本語表記でも日本のサイトではない場合がある。飛ばし読みせず、文章がおかしいところははないかなど注意する。

い

はつきり断らないとトラブルに巻き込まれることがある。

う

無料や普通では考えられないような好条件には何か裏があることがある。消費者として自覚をもって行動したい。

え

SNSで知り合った人との間でのトラブルが増えている。SNSに載せている情報が正しいとは限らない。他人がなりすましている場合もあるので気を付けよう。

お

安易に自分のIDを教えたり入力してしまうと、色々なことに使われる可能性があるのであぶない。

か

ネットショップでは注文ボタンを押しただけで契約になってしまうことがあり、トラブルにつながることもあるので気を付けよう。

き

メールなどで【当選おめでとうございます】と届き、当選金が受け取れるように装い、電子マネーでポイントを購入させたり手数料が必要だったり、URLにアクセスさせ個人情報やフィッシングの詐欺やフィッシングの手法。

く

クレジットカードの三者間契約や、一括払い・分割払い・リボ払いなどの仕組みを知らないで使うと支払えなくなることも。

け

「いまだけ限定」「いまだけ特別」など滅多になりチャンネルのように煽り、即決させようとする場合がある。本当に必要かよく考えよう。

こ

18歳になったら選挙に行くことができる。若者の投票率が問題視されている今、より良い世の中を作るためには選挙に行くことが大切。

さ

詐欺かしら
迷った時は
相談を

し

新成人
お酒もたばこも
(20歳)
はたちから

す

すごく安い
その商品は
ほんものか？

せ

成人し
悪質商法の
ターゲット

そ

その画像
個人情報
たれながし

た

タダですよ
あまい言葉に
だまされない

ち

注文を
するその前に
スクリーンショット

つ

通販は
クーリング・オフ
できません

て

電話勧誘
クーリング・オフは
8日以内

と

届かない
「推しのチケット
譲ります！」

そ



せ



す



し



さ



と



て



つ



ち



た



さ

気の緩みや油断から不審な勧誘にあうこともある。少しでもおかしいと感じたらひとり抱えず周囲の人や消費生活センターに相談しよう。

し

2022年4月から成年年齢が18歳になったけれど20歳のまま変わらないものもある。(お酒・たばこ・公営ギャンブル・裁判員などは20歳から)

す

市場価格よりも極端に値段が安い物は偽物かもしれない。特にSNS広告などでは購入前にしっかりとリンク先や支払い方法、利用規約などを確認しよう。

せ

成人するとひとりで様々な契約ができるようになるが、未成年者取消権は使えなくなる。悪質業者は成人になりたてで知識や経験の浅い若者を狙うので気を付けよう。

そ

インターネット上に写真などをアップする前に、個人情報や情報をさらしてしまわないかよく確認してからアップしよう。家や学校などが特定されトラブルになることもあるよ。

た

「ただほど高いものはない」という言葉がある。一時的にはお得であるように見せかけて、後で高額な対価を支払うことになる危険性もある。購入・契約する前に保護者に相談しよう。

ち

注文画面をスクショして保存しておくことでトラブルになった時に証拠となる。埼玉県消費生活支援センターでも推奨キャンペーンをしているよ。

つ

通信販売(ネット通販、オンラインゲーム課金、有料の音楽・動画サイト)など、自分の意思で商品を選ぶものにクーリング・オフは使えない。

て

クーリング・オフの期間は販売方法によって決まっている。電話勧誘は契約書を受け取ってから8日間。※クーリング・オフの頭を冷やす期間の意味

と

SNSなどで好きなアーティストのチケットを購入し代金を支払ったのに、チケットが届かないトラブルがある。そのまま相手と音信不通になる場合も。

な

なやまずに
い⁽¹⁰⁰⁰⁾ややに相談
ホットライン

に

にせサイト
見分ける方法
知っておこう

ぬ

ぬけられない
幸福求めた
靈感商法

ね

ねらわれる
たしか知識
身をまもる

の

のせられて
連れて行かれた
学生ローン

は

パパやめて
どうせ無理だよ
痩せないよ

ひ

ひつようか？
巧みな話術に
流されない

ふ

増えている
マルチトラブル
気をつけて

へ

べんりでも
ネットトラブル
気をつけて

ほ

法律で
守られている
未成年

の



ね



ぬ



に



な



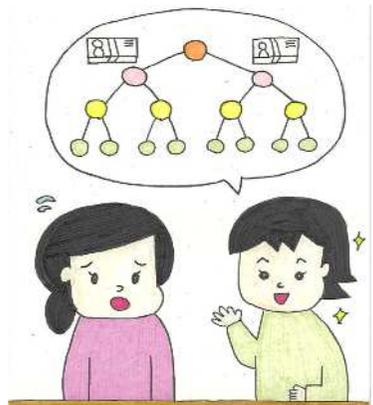
ほ



へ



ふ



ひ



は



な

消費者トラブルに遭った時、悩みを抱え焦りから誤った選択をしないためにも、消費生活センターに相談しよう。相談は無料で相談員には守秘義務があるので相談内容が他人に知られることはない。

に

偽サイトは本物のサイトそっくりに作られていることも多い。日本語の表現が変わったり値段が安すぎる、連絡先がメールしかないなどの場合は特に気を付けよう。

ぬ

初めは優しい言葉で勧誘し、弱みに付け込んで心を揺さぶり不安をあおり勧誘する。次第に価値観を変えられて後戻りできない状況になる。

ね

若者はSNSやマルチ商法などのトラブルに遭いやすい。偽サイトの見分け方や個人情報守り方を学び、相談窓口を知っておくことで自己防衛力が高まる。

の

「必ず儲かる」などうまい話で勧誘され、そのために必要な高額教材などを購入するために「すぐに返せる」と学生ローンに連れて行かれ借金を背負うことがある。典型的な詐欺の手口。

は

簡単に効果があるように書かれた広告を見て、つい買いたくなってしまうダイエツトサプリ、だけど簡単に痩せるサプリはない。

ひ

おいしい話に弱い、欲しいと思ったら我慢できない人は被害に遭いやすい。うまい言葉で乗せられてその場ですぐに返事をしてはいけない。

ふ

成年になったばかりの知識の少ない若者がターゲットになることが多い。成年年齢の引き下げで18・19歳に被害が拡大することが心配される。

へ

インターネット通販は便利だが、トラブルも多いので気を付けよう。

ほ

未成年者が親権者の同意を得ずにした契約は取り消しができる「未成年者取消権」がある。成人すると使えない。

ま

マッチング
ダイヤを買って
逃げられる

や

やめようよ
人を巻き込む
金もつけ

み

身につけよう
自分とお金の
守りかた

ゆ

ゆめうつつ
デートのはずが
宝石販売

む

無知のまま
クーリング・オフ
期限ぎれ

よ

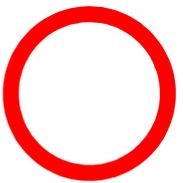
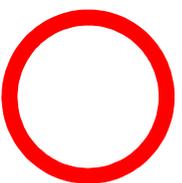
よいのかな
口約束も
りっぱな契約

め

めんどろんでも
しっかり確認
契約書

も

もの届く
頼んでないから
お断り



も



め



む



み



ま



よ



ゆ



や



ま

出合いを求めSNSで知り合い、実際に会ったら言葉巧みに宝石を買わされ、お金を払ったら音信不通になってしまう。

み

成年年齢引き下げで若者を狙った悪質な業者が増え、トラブルに巻き込まれることがある。知識を得て自分や大事なお金を守る術を身につけたい。

む

クーリング・オフの制度についてきちんと内容を知っておく事は消費者トラブルを解決する一つの方法。

め

都合の悪い事は隅に小さく書いてある事も多い。重要なので面倒でもきちんと読んで、分からないことがあれば質問し、契約前に解決しよう。

も

一方的に商品を送り付けてきて代金を請求する悪質商法の手口。支払いも返還の必要もなく、即日処分しても良い。

や

マルチ商法は、自分だけでなく周囲を勧誘することで大切な人を巻き込み、みんなを不幸にすることがある。

ゆ

美男・美女などが近づいてきて被害者の恋愛感情を悪用し、宝石などの高額な商品を購入させる方法。

よ

お店で店員さんと「これください」「分かりました」と意思が合致した時に契約が成立する。一度した契約は一方的な都合で取消しできないよ。ただし友達との約束は「約束」なので契約ではない。

ら

ラクをして
稼げるはなしは
ありえない

わ

わたしだけは
大丈夫だと
思ってた

り

リボ払い
いつまでたっても
終わらない

る

ルンルンで
ゲームに熱中
高額課金

れ

れいせいに
それって本当に
一回か？

ろ

ローン組む
契約ほとんど
もうかるの？

ろ



れ



る



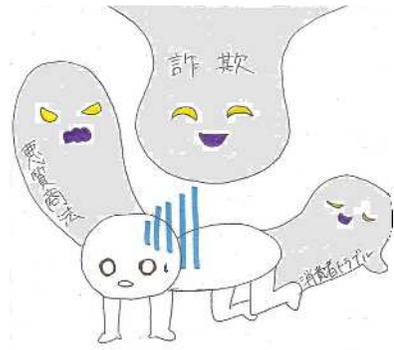
り



ら



わ



「まさか...」

ら

「楽しんでお金を稼ぐ話はない」詐欺に騙されやすい人とみなされカモリストに載りターゲットになることもあるので気をつけよう。

り

リボルビング払いはクレジットカードの支払い方法の一つ。支払金額が一定だが手数料が高く未払い残高を把握しにくい、支払総額が高額になるなどデメリットが多い。

る

小学生・中学生・高校生の消費生活相談の上位。オンラインゲームに熱中しすぎて課金を繰り返し、支払額が百万円を超えることもある。

れ

10代でトラブルが多いサブリなどの「定期購入」初回低価格を強調しているが、小さな文字で定期購入と書いてあり、2回目以降から高額請求されることがある。

ろ

うまい話をされ、儲かると信じてローンを契約し、結局儲からず借金だけが残り返せないトラブルが多くある。儲かる話を簡単に人に教えることはあり得ない。冷静に疑いの目を持つことが大切。

わ

消費者被害は誰でも遭う可能性がある。でも、まだ被害に遭っていない人は大丈夫だと思い込んでいることが多く、響きにくい。